

一般社団法人三重県測量設計業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重県測量設計業協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を三重県津市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、測量設計に関する調査研究、講習会等の開催及び啓発等の事業を通じ、会員の技術の向上と測量調査設計業界の健全な発展を図り、もって地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 測量調査設計技術等の向上のための研修、講習会等の開催
- (2) 教育機関への土木技術に関する教育支援
- (3) 県民への無料測量設計相談所の開設
- (4) 災害復旧における技術援助
- (5) 測量調査設計業の社会的使命に関する啓発
- (6) 測量調査設計業の技術及び健全経営に関する調査研究
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(構成員)

第5条 本協会は、測量法又は建設コンサルタント登録規程若しくは補償コンサルタント登録規程により登録を受け、三重県内に主たる事務所を置き、本協会の目的に賛同する法人又は個人であって、第6条の規定により本協会の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 法人の会員は、代表者としての権利を行使する者1名を定め、これを会長

(第22条第2項に規定する会長をいう。以下同じ。)に届け出るものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会(第30条に規定する理事会をいう。以下同じ。)の定める入会申込書により申込みをし、理事会の審議を経て、総会(第12条に規定する総会をいう。以下同じ。)の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

なお、この場合は、当該会員に対し、総会の10日前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款又は総会の議決事項に違反する行為があったとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対して通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の納入義務を2箇月以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 会員が事業を廃止したとき。
- (4) 会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事及び会員以外の監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として、毎年事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、臨時総会を開催する。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに、第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の書面による行使)

第19条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 この場合において、当該会員は出席した会員とみなす。
- 3 総会の日から3箇月間、議決権行使書面を事務所に備え置かなければならない。
- 4 会員は、本協会の業務時間内にいつでも議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議決権の代理行使)

第20条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。ただし、当該会員における役職員又は他の会員（法人にあっては、その役職員）に限り代理人とすることができるものとする。

- 2 前項の代理権授与は、総会ごとにしなければならない。
- 3 総会の日から3箇月間代理権を証明する書面を事務所に備え置かなければならない。
- 4 会員は、本協会の業務時間内にいつでも代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第22条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 理事のうち2名以内の副会長を置き、1名の専務理事を置くことができる。
- 4 第2項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1名及び専務理事は会員以外から選任できる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 第1項の規定にかかわらず、会員以外の者を本協会の理事又は監事とする必要がある場合には、理事1名及び監事1名を総会の決議によって選任することができる。

5 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員以外の監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(顧問等)

第29条 本協会に任意の機関として顧問及び相談役(以下「顧問等」という。)を置くことができる。

- 2 顧問等は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問等は、会長の諮問に応じ、会長が必要と認める場合に総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定又は解職
- (4) 規則等の制定、変更及び廃止

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の議事録は、理事会の日から 10 年間、事務所に備え付けておかなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。その後、総会で報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第 38 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 39 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散、剰余金の処分制限、残余財産の帰属等 (定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第42条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属等)

第43条 本協会が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法 (公告の方法)

第44条 本協会の公告は、事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法とする。

第10章 委員会 (設置等)

第45条 本協会の事業を推進するため、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局 (設置等)

第46条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

- 4 事務局長には専務理事をもって充てることができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は倉田一夫、副会長は森田正孝及び井上雅博とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記の日を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、令和5年5月17日から施行する。